

## 千葉県における特定最低賃金の改正の申出一覧表(令和2年度)

特定最低賃金の件名	申出者	適用される労働者数(A)	1 左の 3	申出者が代表する労働者数(人)			申出組合数	(a)労働協約等の賃金の最低額(円)	(b)現在の特賃額(円)	申出ケース	
				(B)	(B)／(A)	労働協約 その他					
調味料製造業	日本食品関連産業労働組合総連合会 千葉地区協議会	3,063	1,021	1,443	47.1%	590	853	5	965	889	公正競争
鉄鋼業	基幹労連 千葉県本部	15,918	5,306	9,495	59.6%	9,495		12	1,020	993	労働協約
一般機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連 ほか2団体	13,857	4,619	5,145	37.1%	2,355	2,790	24	988	922	公正競争
電気機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 千葉地方協議会 ほか1団体	16,681	5,560	8,586	51.5%	8,586		16	1,054	951	労働協約
精密機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連	2,387	796	1,032	43.2%		1,032	4	(1,031)	887	公正競争
各種商品小売業	千葉県小売産業別最賃労 組連絡会議	21,301	7,100	17,086	80.2%	17,086		3	930	868	労働協約
自動車(新車)小売業	自動車総連 千葉地方協議会	9,595	3,198	5,908	61.6%	4,871	1,037	11	1,012	922	公正競争

※令和元年度改正されなかった特定最低賃金は、「千葉県最低賃金(923円)」が適用される。

精密機械器具製造業の最低額については、労働協約でないため(括弧)としました。